

西九州大学 学生の懲戒に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、西九州大学学則（以下「学則」という。）第40条第4項及び西九州大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第34条第4項に基づき西九州大学学生の懲戒に関し、必要な事項を定める。

(懲戒の種類及び内容)

第2条 学生の懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を剥奪すること。文書によって行い、再入学を認めない。
- (2) 停学 無期又は有期とし、一定の期間修学を禁止すること。文書によって行い、有期の場合は期間を示して行う。
 - ア 無期停学の期間は6か月以上とし、確定期限を付さず、指導の状況及び生活態度等を勘案しながら解除の時期を決定する。
 - イ 有期停学の期間は6か月未満とし、確定期限を付する。
 - ウ 停学期間には、学則第6条及び大学院学則第11条に定める休業日を含める。
 - エ 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、当該期間が1か月を超えない場合には、修業年限に算入するものとする。
- (3) 訓告 口頭により注意を与え、将来を戒めること。

(懲戒の対象)

第3条 懲戒の対象となる行為は、次のとおりとする。

- (1) 暴力又は脅迫等の迷惑行為
- (2) 施設及び設備・備品等の破損行為
- (3) 窃盗行為
- (4) 破廉恥な犯罪的行為（詐欺、贈収賄、強制わいせつ、強姦、放火、殺人的行為等、社会的に非難されるべき動機による犯罪的行為）
- (5) 道路交通法違反による交通に関する事件・事故（以下「交通事件」という。）
- (6) 覚せい剤、麻薬、大麻等の取締法に違反する行為
- (7) その他刑法に違反する犯罪行為
- (8) 試験不正行為
- (9) 非違行為

2 前項各号のいずれかの行為について、直接の行為者ではないが当該行為に関係した者、又は学生としてあるまじき行為により本学の名誉を傷つけた者についても、懲戒の対象とする。

(懲戒の基準)

第4条 懲戒処分の種類及び程度は、違反行為の内容、違反の軽重、損害状況及び大学内外に及ぼす影響並びに刑法上・司法上の裁定等を考慮して判断するが、その基準は次のとおりとする。

- (1) 暴力又は脅迫等の迷惑行為
訓告又は3か月以下の停学とする。ただし、その行為が極めて悪質なものについては、それ以上の停学又は退学とすることがある。

(2) 施設及び設備・備品等の破損行為

訓告又は3か月以下の停学とする。ただし、その行為が極めて悪質なものについては、それ以上の停学又は退学とすることがある。

(3) 窃盗行為

訓告又は2か月以下の停学とする。ただし、その行為が極めて悪質なものについては、それ以上の停学又は退学とすることがある。

(4) 破廉恥な犯罪的行為

2か月以下の停学とする。ただし、その行為が極めて悪質なものについては、それ以上の停学又は退学とすることがある。

(5) 道路交通法違反による交通事件

交通事件の内容及び軽重により、次のとおり処分を行う。

ア 事件の態様が悪質である交通死亡事故(交通事故による受傷を原因として被害者が事故後30日以内に死亡した事故を含む。)については、退学又は無期停学とする。

イ 事件の態様が悪質である交通傷害事故については、有期停学又は訓告とするが、1か月以上の有期停学は、態様が特に悪質で結果が重大な場合に限るものとする。また、情状によりその処分を減ずることができる。

ウ 単純な道路交通法違反及び事件の態様が悪質でない交通事故については、懲戒の対象とはしない。ただし、重大な結果を惹起した交通事故については、必要に応じて各学科又は大学院研究科(以下「学科等」という。)の指導を行う。

エ その他事件の態様が悪質である交通事故についても、必要に応じて学科等の指導を行う。

オ 本号ウ及びエにおいて、学科等の指導とは、学科等の長による厳重注意等を指す。

(6) 覚せい剤、麻薬、大麻等の取締法に違反する行為

退学又は無期停学とする。

(7) その他刑法に違反する犯罪行為

当該案件に応じ、処分内容を検討する。

(8) 試験不正行為

ア 本学が実施する試験等における極めて悪質な行為(替え玉受験、試験問題の不正入手等)については、退学又は停学とする。

イ 本学が実施する試験等における上記以外の不正行為(ノート類や携帯電話等を不正に使用したカンニング等)については、当該学期の受験科目をすべて無効とするとともに停学とする。ただし、その行為が極めて悪質なものについては、第2条第1項第2号のイにいう停学期間を超える停学、又は退学とすることがある。

ウ 本学が実施する試験等における極めて悪質な行為の教唆又はほう助行為を行った場合については、退学、停学又は訓告とする。

エ レポート等の盗作や剽窃を行った場合には、停学又は訓告とする。

(9) 非違行為

ア 一気飲み等により飲酒を強制し、重大な事態に至った場合。また、未成年者自らの飲酒又は未成年者と知りながら飲酒をすすめた場合、その他の非違行為等を行った場合には退学、停学又は訓告とする。

2 前項各号のいずれかの行為について、直接の行為者ではないが当該行為に関係した者、又は学生としてあるまじき行為により本学の名誉を傷つけた者については、当該案件に応じ、処分内容を検討する。

3 第1項第5号において、「事件の態様が悪質」とは、道路交通法に違反する次のような行為を指す。

- (1) 酒酔い運転 道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為のうち、酒に酔った状態で運転する行為
- (2) 麻薬等運転 道路交通法第66条の規定に違反して、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法施行令第32条の2に規定する物の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為
- (3) 共同危険行為等 道路交通法第68条の規定に違反する行為
- (4) 無免許運転 道路交通法第64条の規定に違反する行為
- (5) 大型自動車等無資格運転 道路交通法第117条の4第2号に該当する行為
- (6) 仮免許運転違反 道路交通法第87条第2項後段の規定に違反する行為
- (7) 酒気帯び運転 道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為のうち、身体に道路交通法施行令第44条の3で定める程度以上(血液1mlにつき0.3mg以上又は呼気1リットルにつき0.15mg以上)のアルコールを保有する状態で運転する行為
- (8) 過労運転等 道路交通法第66条の規定に違反して、過労、病気その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為
- (9) 大幅な速度超過運転 道路交通法第22条第1項の規定に違反する行為のうち、超過速度が高速道路においては時速50km以上、それ以外の道路においては時速30km以上である行為
- (10) 救護措置義務違反 道路交通法第72条第1項前段の規定に違反する行為

4 前項における悪質性の判断基準については、法令の改正及び社会的状況の変化に応じ、適宜改正するものとする。

(懲戒処分の軽減)

第5条 懲戒処分を受けた学生の反省の程度及び学修意欲等を総合的に判断し、懲戒処分の軽減を行うことがある。

(懲戒の加重)

第6条 懲戒処分を受けた者が、懲戒の対象となる行為を重ねたときは、懲戒を加重することがある。

第2章 懲戒の手続きと執行

(事件・事故報告)

第7条 事件・事故(以下「事件」という。)発生時における対応は、次のとおりとする。

- (1) 事件は、学生支援課で一元的に対応する。
- (2) 事件が発生した場合、学科等及び大学関係者は、察知した情報を速やかに学生支援課へ通報する。
- (3) 学生支援課は、速やかに学生支援部長に通報するとともに、事実関係の把握に努める。また、当該事件に係わる学生が所属する学科等の長への連絡及び関係諸機関との連絡調整を行い、その結果を逐次学生支援部長に報告し、同時に学科等へ通知する。

(4) 学生支援部長は、事件に関して適宜学長に報告を行う。

(5) 当該事件に係わる学生が所属する学科等は、通知された事件について、当該学生と連絡をとるとともに指導に努める。また、必要に応じて学長への報告、学生支援部長への説明及び学生支援課との連絡を行うものとする。

(事実関係の調査)

第8条 事件の報告を受けた学長は、必要に応じて事実関係の調査を関係部署に指示する。

2 学外での事実関係の調査は、学生支援課が担当する。また、必要があれば、当該事件に係わる学生が所属する学科等の教員及び職員は、それを補佐することができる。

3 学内での学科等による事実関係の調査は、原則として当該事件に係わる学生からの事情聴取によるものとする。ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、学科等の長はその旨を学長に報告するとともに、学生支援部長に説明するものとする。

また、心身の故障、身柄の拘束、長期旅行その他の事由により、当該学生に事情聴取をすることができない場合は、事情聴取が可能になるまでの間、学科等は調査及びその報告等を留保するものとする。

4 前2項で調査した結果について、学生支援課又は学科等は速やかに学生支援部長に報告しなければならない。また、学生支援部長はその内容について、適宜学長に報告を行うものとする。

(学生支援委員会による調査及び審査)

第9条 学長は、学生支援部長から報告のあった事件の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めた場合、学生支援部長に対し当該事件に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び程度等について、学生支援委員会での審査を求めるものとする。

2 学長から指示を受けた学生支援部長は、速やかに学生支援委員会内に調査小委員会を設置し、その構成員を指名するとともに、会を召集する。

3 調査小委員会の構成員は、加害者又は被害者と関係が無いか、その恐れが無いように選任し、かつ、被害者及びその関係者と接触を禁ずる。

4 調査小委員会は、学生支援課及び学科等による事実関係の調査及び調査報告について、必要に応じて説明又は追調査を求めることができる。

5 学生支援部長は、調査小委員会の報告に基づき、当該事件に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び程度等について学生支援委員会での審査を行い、その結果を学長に報告するものとする。

6 学生支援委員会は、事実認定と懲戒の種類及び程度等について、教授会(大学院研究科にあっては研究科委員会。以下同じ。)に上申する。

7 懲戒対象の学生は、学長に対し調査委員会による調査結果の開示を求めることができる。

(審査結果の通知)

第10条 学長は、学生支援委員会から報告のあった審査の結果を、当該学生が所属する学科等の長に通知する。

(教授会による審議)

第11条 教授会は、学生支援委員会から上申された内容を審議し、教授会議長(以下「議長」という。)は審議結果を速やかに学長に上申する。

2 議長は、教授会での審議に際し、懲戒の対象とされる学生、又はその代理人に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えることができる。

(懲戒の決定)

第12条 学長は、教授会からの上申をもとに、学部長会議において懲戒処分を決定する。

(懲戒処分の告知及び執行)

第13条 当該学生が所属する学科等の長は、学長名による文書又は口頭によって、当該学生及び保証人に対し懲戒処分の告知を行い、その内容を学内外に公示する。なお、公示に際しては、学生の氏名、学籍番号等、本人を特定できる情報は明らかにしないものとし、学外への公示は停学以上とする。ただし、学長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(懲戒処分に関する文書)

第14条 懲戒処分に関する文書については、別に定める。

(懲戒の記録)

第15条 退学および停学の懲戒を受けた者については、学籍簿にその旨を記録する。

(懲戒に関する記録の保存及び開示)

第16条 懲戒原因たる事実並びに決定された処分内容及び理由を記載した文書は、学生支援課で保存する。なお、文書管理の責任者は学生支援課長とする。

2 学長は、被処分者から請求があった場合には、当該文書を開示しなければならない。

(懲戒処分の軽減及び無期停学の解除)

第17条 懲戒処分の軽減及び無期停学の解除は、次のとおりとする。

(1) 当該学生が所属する学科等の長は、懲戒処分又は無期停学を受けた学生について、その反省の程度及び学修意欲等を総合的に判断し、その処分の軽減又は解除が適当であると考えられる時は、学生支援委員会にその処分の軽減又は解除について上申することができる。

(2) 学生支援部長は、前号で上申された内容について学生支援委員会で審査し、その審査結果を教授会に上申する。

(3) 議長は、前号の上申に基づき教授会で審議し、懲戒処分の軽減又は解除が適当との結論に達した時は、その旨学長に上申する。

2 懲戒処分の軽減及び無期停学の解除の決定は、学長が行う。

3 無期停学は、原則として6か月を経過した後でなければ、解除することはできない。

4 懲戒処分の軽減及び無期停学の解除の告知は、当該学生及び保証人に対して、当該学生が所属する学科等の長が学長名による文書によって行う。

第3章 学生に対する教育と指導

(学生に対する周知)

第18条 学長は、懲戒対象行為並びに懲戒処分の種類及び程度について、文書掲示及び学生便覧等への記載等により学生に周知しなければならない。

2 学生は、本規程第4条第3項各号に該当する態様が悪質な交通事件を起こした場合は、遅滞無く学生支援課に届けなければならない。また、届け出を受けた学生支援課は遅滞なく当該学生が所属する学科等に届けなければならない。なお、この届出義務に関しては、文書掲示及び学生便覧等への記載等により、学生に周知されなければならない。

(学生に対する教育及び指導)

第 19 条 事件後及び処分後において、当該学生に反省を促し、かつ、学修意欲を維持させるための指導は、当該学生が所属する学科等が担当するものとする。

- 2 当該学生の専門的ケアについては、所属する学科等のほか、学生相談室、保健室等、大学も十分な協力を行うとともに、必要な場合は外部専門機関の協力をあおぐこととする。
(履修への配慮)

第 20 条 停学期間中の定期試験又は履修手続期間については、停学の懲戒処分申し渡しの期日によって、学生の受ける不利益や不平等が無いようにしなければならない。また、停学期間中の学籍異動願は一切受け付けない。

第 4 章 雑 則

(補足及び規程の改廃)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、学長が定める。

- 2 この規程の改廃は、教授会及び学部長会議の議を経なければならない。

附 則 (平成 25 年 12 月 3 日)

- 1 この規程は、4か月間の学生への周知期間後、平成26年4月1日から施行する。
- 2 懲戒対象学生が研究科学生の場合は、上記条文中「教授会」を「研究科委員会」と読み替える。

附 則 (平成 27 年 2 月 25 日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。